



『肌で感じるかおり』



緑が美しく、気候としても過ごしやすい5月を迎えました。5月は“風薫る5月”と言われます。「薫る」という言葉は、比喩的あるいは抽象的なかおりを表現する際に用いられ、「風」が付き、「風薫る」となると、青葉若葉の間を爽やかな風が吹きわたるさまを表現する言葉になるようです。まさに肌や雰囲気ですっきりとしたかおりを感じる季節にはぴったりの言葉ですね。新緑の中で風を感じ、日ごろの疲れを癒してみたいかがでしょうか。さて、「めがね税理士通信」2021年5月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

令和3年度税制改正 電子帳簿等保存制度及び税務関係書類の押印義務の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえて、これまで厳格だった電子帳簿等保存制度について、手続きが抜本的に簡素化されることとなりました。また、政府の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署等へ提出する税務関係書類への押印義務についても、必要な手続きを除いて原則廃止されることとなりました。今月はこの2点の概要をご紹介します。

電子帳簿等保存制度の見直し

令和4年1月1日以後において、帳簿書類等を電子的に保存する際の手続きが以下のとおり簡素化されます。

	改正前	改正後
帳簿等の電子保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税務署長の事前承認が必要</li> <li>●検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムが前提で低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税務署長への事前承認を廃止</li> <li>○モニター、説明書の備付等の最低限の要件を満たす電子帳簿も、電子データで保存することが可能</li> <li>○信頼性の高い電子帳簿については、過少申告加算税を5%軽減等のインセンティブにより差別化</li> </ul>
受領する請求書等の電子保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税務署長の事前承認が必要</li> <li>●紙原本による確認が必要</li> <li>●短期期間内でのタイムスタンプ付与が必要</li> <li>●高度な検索機能を確保できない場合は紙での保存が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税務署長への事前承認を廃止</li> <li>○紙原本による確認を不要化</li> <li>○タイムスタンプ付与までの期間を最長2か月以内に統一</li> <li>○検索要件を「日付・金額・取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者に関しては不要化</li> </ul>

税務書類関係における押印義務の見直し

税務関係書類への押印義務について、一定の手続きを除き、廃止されます。

	分類	具体例	押印の要否
原則	全般	・確定申告書、扶養控除申告書など	不要
例外	担保提供関係書類	・不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	遺産分割協議書	・相続税・贈与税の特例における添付書類	

3名の仲間が加わりました！

むかいアドバイザーグループの石井です。生活や環境の変化の多い4月も過ぎ去り、新しい生活に慣れてくる時期でしょうか。弊社でも今年の4月に新しく3名の方が入社されました。意欲的に仕事へ取り組み吸収していく姿に負けてられないぞ！と社会人10数年目の私も非常に刺激を受けております。コロナ禍で盛大に歓迎会とはなかなかできませんが、笑顔の素敵な3人はすぐに事務所に溶け込んでいくことと思います。(既にしっかりと馴染んでいるようにも思います笑)県外からお引越されてきた方もいらっしゃいますのでこれからぜひひび北陸の美味しい海鮮やお酒も満喫して頂きたいです。総勢30名となり更にパワーアップし引き続き力を合わせて頑張っていきます！



長い人生、いつも心楽しいことばかりではない。ときには悲嘆にくれ、思案にあまる窮境に立つこともしばしばあるであろう。しかし、それもまたよし。悲嘆のなかから、はじめて人生の深さを知り、窮境に立って、はじめて世間の味わいを学び取ることができるのである。窮境に立つということは、身をもって知る尊いチャンス、得難い体得の機会ではあるまいか。そう考えれば、苦しいなかにも勇気が出る。思い直した心のなかに新しい知恵がわいて出る。そして、禍いを転じて福となす、つまり一陽来復、再び春を迎える力強い再出発への道がひらけてくると思うのである。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



### たかこサンの相続相談室



#### 『生命保険と税金』

Aさん：先日両親と相続の話をしたときに、父が様々な生命保険に加入していることを知りました。父は相続税対策のつもりでいるようですが、本当に効果があるのか知りたいです。

たかこサン：生命保険契約により受け取る死亡保険金や満期保険金等は課税の対象になり、契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金受取人が誰であるかによって、かかる税金が大きく異なるため注意が必要です。生命保険の契約内容と税金の関係をまとめると、以下のようになります。

ケース	契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人	税金の種類
①	A	A	B	相続税
②	A	B	A	所得税
③	A	B	C	贈与税

【ケース①】契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で受取人が相続人である場合は、相続によって取得したものとみなされ、相続税が課税されます。ですが、受取人が相続人である場合は、生命保険の非課税枠（500万円×法定相続人の人数）がありますので、相続税対策としての効果はありません。

【ケース②】契約者（保険料負担者）と保険金受取人が同一人の場合は、契約者の一時所得又は雑所得として、所得税が課税されます。死亡保険金を一時金で受け取った場合の一時所得の金額は、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、更に一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額です。これがマイナスになるなら所得税はかかりません。プラスになる場合は、この金額を更に1/2にした金額に課税されます。

【ケース③】契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金受取人が全て異なる場合は、受取人に贈与税が課税されます。贈与税は、相続税のような生命保険の非課税枠はありませんし、税率も高いので、思わぬ税負担を強いられることもあり、注意が必要です。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日)

無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

### 税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかいに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人  
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子  
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301（受付時間：平日 9:00～18:00）  
【FAX】076-254-0302 【Email】[info@mukai-group.com](mailto:info@mukai-group.com)

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>